

## XV. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

<要約>

	概要	特徴
1. 金融制度の概要	<p>○銀行等の業態分類（機関数、根拠法）<b>2021年11月時点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内銀行（<b>322</b>、2000年；金融サービス市場法）</li> <li>・住宅金融組合（<b>43</b>、1986年；住宅金融組合法）</li> <li>・信用組合（<b>423</b>、1979年；信用組合法及び2014年協同組合法）※信用組合の機関数は、2021年7月時点</li> </ul> <p>○監督官庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融安定政策委員会（FPC）、健全性監督機構（PRA）、金融行為規制機構（FCA）</li> <li>・なお、2017年3月1日からPRAはイングランド銀行（BOE）に吸収されたが、PRAの名称は残されるとともに、BOE内に新設された健全性監督委員会（Prudential Regulation Committee）がPRAの規制・監督業務を行うこととなった。</li> </ul> <p>○預金保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス補償機構により<b>85,000</b>ポンドまで補償（2017年1月30日より）</li> </ul>	<p>○大手<b>4</b>行（HSBC、バークレイズ、ロイズ、<b>ナットウエスト・グループ</b>）の存在感が大きい。</p> <p>○預金保険制度の補償限度額は5年毎に見直し。欧州連合（EU）指令でEU加盟国に義務付けている限度額<b>100,000</b>ユーロを目安として、為替変動分を調整している。ポンドの対ユーロ上昇を受け、PRAは2016年1月1日より限度額を<b>75,000</b>ポンドに引き下げたが、2016年6月Brexitを決めた国民投票以降ポンドが下落したため、2017年1月30日より限度額は<b>85,000</b>ポンドに戻されている。</p>
2. 郵便貯金の概要	<p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便事業は、郵便集配を行うロイヤルメール（Royal Mail Plc）と郵便局を運営する郵便局会社（Post Office Ltd.）に分社化されており、このうち郵便局会社が民間金融機関が提供する貯蓄商品やリテール金融サービスを窓口で販売する代理店業務を行っている。</li> <li>・郵便局会社は<b>100%</b>政府出資。</li> <li>・全国に<b>11,638</b>の郵便局がある。（2020年3月末）</li> </ul>	<p>○英国アイルランド銀行を中心に<b>26</b>行の提携金融機関の金融商品を提供している。</p> <p>○拠点数については<b>2020年3月末時点の11,638</b>カ所から<b>2025年の12,000</b>カ所にまで増加させる計画である。</p> <p>○広範な郵便局ネットワークを維持</p>

	<p>○顧客基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていないものの、地方・僻地において郵便局が重要な役割を果たしている。</li> </ul> <p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託業務として、提携金融機関による預金など貯蓄商品、国債、ジュニア NISA の販売、送金サービスや外国為替、公共料金收受業務の受託などの金融商品を提供。</li> </ul>	<p>するため、政府は郵便局に対して年間5億ポンドを上限として補助金を支給しており、2021年度には5,000万ポンドの補助金を支給する計画である。</p> <p>○郵便局経営を地域の利用者、郵便局長、職員等からなる組織に任せる相互組織化の可能性を確保。</p>
<p>3. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<p>○フィンテックの動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英国では、2014年に同国初のインターネット専業銀行である Atom Bank が誕生以降、Monzo や Revolut など、様々なインターネット専業銀行が設立されている。これらの銀行は全て、独自の店舗を持たず、スマートフォンのアプリにおいてサービスを提供していることを特徴としている。</li> <li>フィンテックセクターの収益は、2015年の66億ポンドから2019年の110億ポンドへと急成長を遂げており、英国全体の金融サービス収益の約8%、世界のフィンテックセクターの収益の9.5%を占める規模となった。</li> </ul> <p>○最近のリテール決済の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英国の2019年のデビットカード機能を持つカードによる決済額は6,534億ポンドとなり、前年(6,283億ポンド)より増加。</li> <li>英国で2017年の15歳以上の大人でデビットカードを所有していると答えた人の割合は91.5%であるのに対し、クレジットカードは65.4%に止まっている。</li> <li>オンライン決済についても近年は盛んである。英国で過去に何かの支払いや購入をオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014年の72.8%から2017年には80.7%に上昇。</li> </ul> <p>○金融包摂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英国では、金融包摂の1つとして、銀行などによる基本口座(basic account)の提供が行われており、これは個人の当座預金口座など、通常の銀行口座開設が難しい人々向けの口座である。口座管理料が無料で、基</li> </ul>	<p>○キャッシュレス化についても進んでおり、UKファイナンスは2010年に56%であったキャッシュの利用比率が2018年には17%となった。これに対して、金融排除の観点から否定的な意見も出始めている。</p>

	<p>本的な取引（キャッシュカード発行や銀行窓口・郵便局・ATMでの現金引出、口座引落による支払いなど）で手数料が発生しない一方、利用者の意図しない債務を防ぐなどの目的から、小切手帳が交付されない、当座貸越が設定されないなど、一定の制限を含む当座預金口座である。</p>	
--	---	--